

特集：学校保健危機管理

子どもの居場所づくり新プランについて

山本裕一

文部科学省生涯学習政策局子どもの居場所づくり推進室

The Promotion of Community Activities for Children's Education

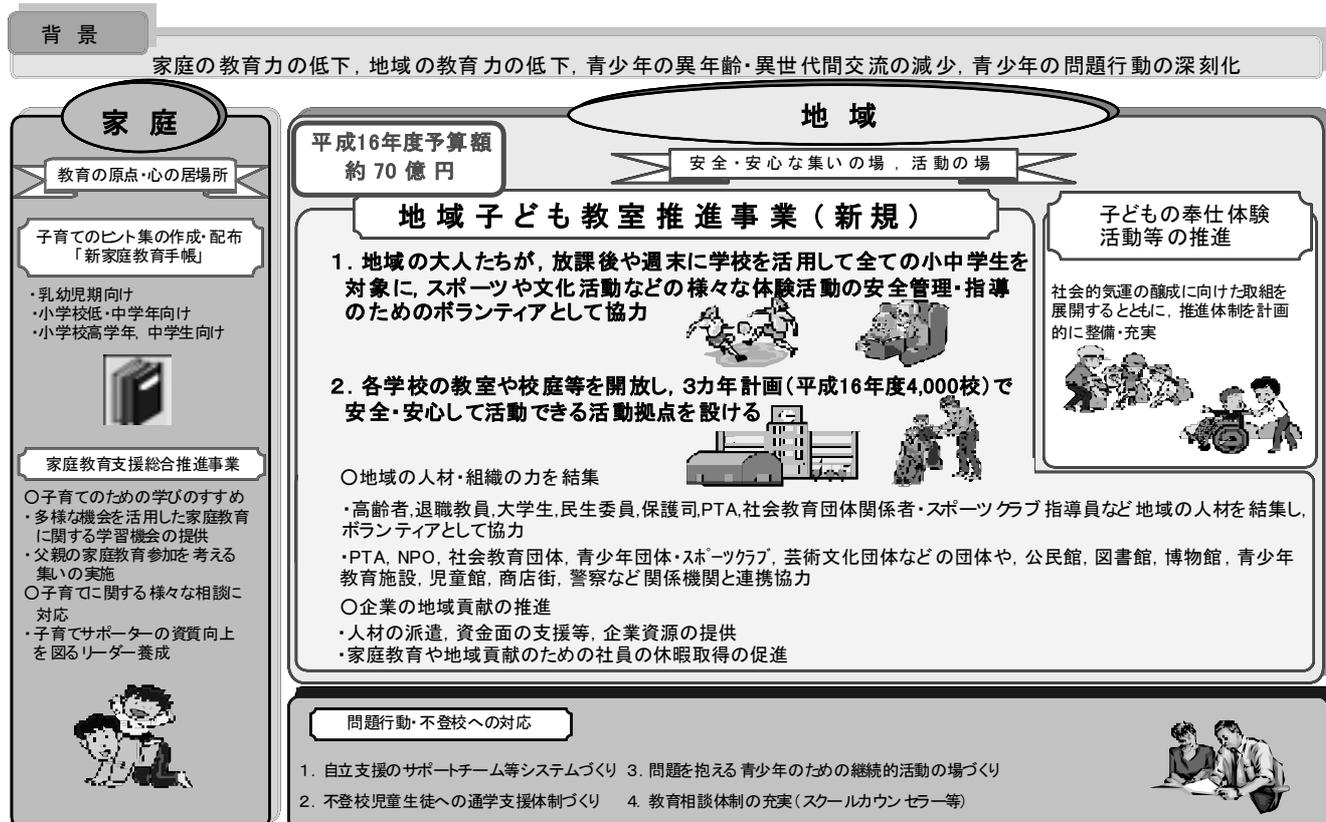
Yuichi YAMAMOTO

Office for the Promotion of Community Activities for Children's Education, Lifelong Learning Policy Bureau,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

1 はじめに

子どもたちの健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実を図るとともに、それらの教育力

を結集していけるような環境づくりを行うことが重要である。また、一方で、最近の青少年の問題行動の深刻化や、青少年を巻き込んだ犯罪の多発などの背景には家庭や地域の教育力の低下の問題があると指摘されている。



子どもの居場所づくり新プラン～地域の大人たちの力を結集し、子どもの活動拠点を整備～

文部科学省では、このような家庭や地域の教育力の低下や青少年の問題行動の深刻化等も踏まえ、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、家庭、地域、学校が一体となって取り組む「子どもの居場所づくり新プラン」を平成16年度から実施しているところである(図1)。

具体的には、全ての小中学生を対象に、安全で安心して様々な体験活動や地域での交流活動等を行う「地域子ども教室推進事業」を3か年計画で緊急かつ計画的に実施する。また、併せて家庭教育に関する相談体制の充実と学習機会の提供などを進めるとともに、問題行動・不登校への対応として自立支援のサポートチームなどのシステムづくりなども実施する。

特に、「地域子ども教室推進事業」については、学校の校庭や教室等に安全で安心して活動できる子どもたちの活動拠点を確保し、地域の大人たちの協力を得て、安全管理・活動指導のための人材を配置し、これまでの各市町村の積極的な取組を生かしながら全国に展開していきたいと考えている。

このプランを総合的に推進し、地域の良識や経験を持った大人たちによる、子どもの成長を見守る新たな仕組みを構築したいと考えている。

教育関係者のみならず自治体においては、家庭、地域、学校が一体となって子どもたちを育てていく環境づくりが、よ

り日常的なものとなるよう、さらなる取組を期待するものである。以下に、「子どもの居場所づくり新プラン」に掲げた各事業の概要を紹介する。

2 地域子ども教室推進事業

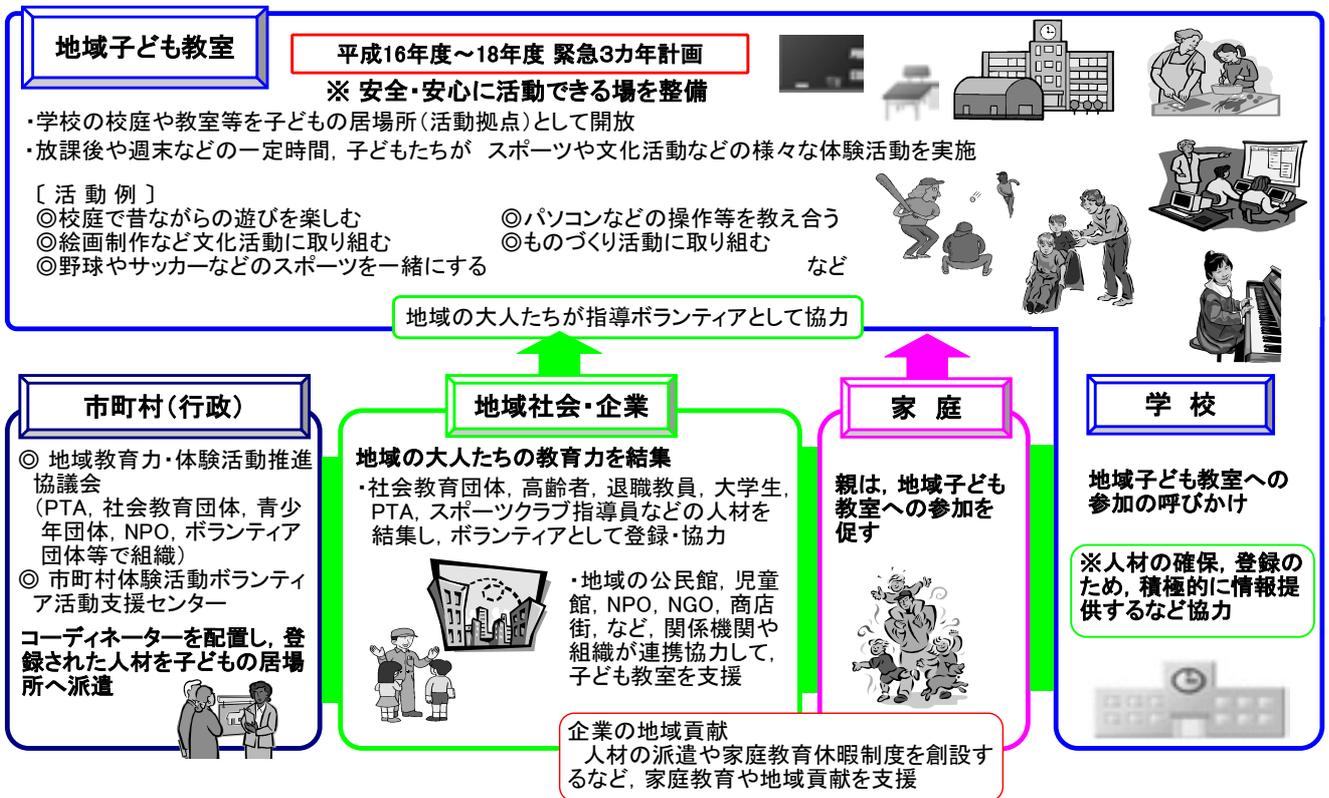
全国の学校等を活用して、緊急かつ計画的(3か年計画、平成16年度4,000箇所)に子どもたちの居場所(活動拠点)を整備するもので、地域の大人たちの力を集結して、安全管理員・活動指導員として配置し、放課後や週末における、子どもたちのスポーツや文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動などを支援する(図2)。

(1)都道府県レベルの運営協議会の設置

行政関係者、学校教育関係者、PTA関係者、青少年・スポーツ・文化団体関係者、NPO、ボランティア団体関係者などで構成される運営協議会を各都道府県に設置し、居場所づくりの在り方の検討やコーディネーター等の研修会の開催、子どもの居場所づくりに向けた広報活動の推進、安全対策の検討、事業実施後の検証・評価等を行う。

(2)地域子ども教室の実施

放課後や週末に学校の校庭や教室等を利用して、安全で、安心して活動できる子どもの居場所(活動拠点)を設け、地域の大人、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者等を、安全管理員・活動指導員として配置する。



地域子ども教室推進事業

対象は、小・中学生とし、サッカーや野球などのスポーツ、読書、楽器演奏、学校の授業では体験できない竹とんぼやメンコなどのむかし遊び、理科の実験教室、外国の方を招いた英会話教室、地域の伝統文化を体験する教室などの様々な体験活動ができる環境を整備する。

こうした活動を通じて、同じ学年の友達とのふれあいだけでなく、異なる学年の友だちとのチームワークや人間関係の向上にもつながることを期待しているところである。

また、地域の大人たちがボランティアとして参加することにより、子どもたちが「地域子ども教室」の中はもとより、日常的に地域の大人たちとの交流が盛んになるよう期待する。

(3)子ども居場所づくりコーディネーター等の配置

子ども居場所づくりコーディネーター等を市町村に整備された「体験活動ボランティア活動支援センター」等に配置する。コーディネーター等は、親に対する参加の呼びかけや学校や関係機関・団体との連携・協力による人材の確保・登録を行うほか、登録された人材を子どもの居場所へ配置する役割を担うものである。また、子どもたちが活動するためのプログラムを運営協議会等と連携をとりながら企画等を行う。

このような取組は、すでに、東京都世田谷区や品川区、江戸川区、札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市などで実施されているところであるが、ごく一部の地域に限られており、文部科学省としては、このような先行的取組も参考にしながら、3年間で全国各地で同様の取組を展開できるよう実施したいと考えている。

3 家庭教育支援の充実について

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的つながりの希薄化等に伴い、家庭の教育力が低下していると指摘されていることから、平成16年度予算案においては、少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法の成立等も踏まえ、家庭教育支援の充実に必要な経費を盛り込んだところである。

(1)家庭教育支援総合推進事業

すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成を行い、子育てに関する様々な相談に対応できるようにする。合わせて、明日の親となる中高生を対象にした子育て理解講座を設けるなど、様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を推進する。

(2)家庭教育フォーラムの開催

直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、改めて、家庭教育への支援について、全国的に考え、行動する気運を高めるため、全国2地域で家庭教育に関するフォーラムを実施する。

施す。

(3)新家庭教育手帳（子育てのヒント集）の作成・配布等

一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするため、平成11年度から、幼児から中学生の子どもを持つ親向けに、家庭教育手帳（幼児期～就学前の親向け）及び家庭教育ノート（小・中学生の親向け）の2分冊を作成・配布している。この冊子の配布対象の範囲を妊娠期の親からに広げるとともに、冊子の構成も3分冊（①妊娠期～就学前の親向け、②小学校1～4年生の親向け、③小学校5、6年及び中学生の親向け）にし、思春期の子どもに関する内容等について充実を図るなど、子どもの発達段階に応じた内容で作成・配布しているところである。

4 地域教育力の活性化と奉仕活動・体験活動の総合的な推進

文部科学省では、地域と学校が連携協力して子どもの奉仕活動・体験活動を推進するための環境を整備しているところである。

(1)子どもの奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組の展開

多様なメディアを活用した広報啓発・普及活動や全国フォーラムの開催、調査研究等を実施し、子ども達の参加による奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を展開する。

(2)奉仕活動・体験活動の推進体制整備

国・都道府県・市町村レベルの推進体制の整備について、特に市町村における協議会及び支援センターについて、計画的な拡充を図る。

5 問題行動・不登校への対応について

問題行動・不登校への対応に関しては、より一層の施策の充実にも努めることとしており、本プランには、「自立支援のサポート等システムづくり」「不登校児童生徒への通学支援体制づくり」「教育相談体制の充実」「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり」に関する様々な施策を盛り込んだところである。

(1)自立支援のサポート等システムづくり

問題行動を起こす児童生徒一人一人に対応した、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチーム等、地域の支援システムづくりを行うとともに、「遊び・非行型」の不登校や問題行動を起こす児童生徒のための学校復帰や立ち直りに向けた支援の場のあり方について調査研究を行う。

(2)不登校児童生徒への通学支援体制づくり

教育支援センター（適応指導教室）指導員の研修、家庭への訪問、学校の教員の研修など不登校に対応するための中核

的機能の充実や、地域ぐるみのサポートシステムの整備を行う。

(3)教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの計画的な整備を図るとともに、小学校段階で不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応を保護者との連携の下に推進する「子どもと親の相談員の配置」を新たに実施する。

(4)問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり

非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域の活動団体等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する。

6 現在まで取組について

文部科学省では今後、以下の取組を行うことにより、本プランが全国に定着することを目指す。

(1)「子どもの居場所づくり推進委員会」の設置

「地域子ども教室推進事業」が、その趣旨を生かして実施されるよう、実際に子どもの活動にかかわっている方や学識経験者等を中心とする推進委員会を設置した。この推進委員会を中心に事業の実施方法等について検討しているところである。

(2)「子どもの居場所づくり関係府省・団体連絡会議」の設置

文部科学省だけでなく、関係府省、各種団体、都道府県、市町村の協力を得て実施する必要があることから、これら関

係団体から構成される連絡会議を設置した。本年3月には、第1回会議を開催し、事業実施の趣旨背の説明及び協力要請を行ったところである。

(3)安全対策について

文部科学省では、平成14年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成し、「学校施設整備指針」における防犯対策関係規程の充実（平成15年8月）など、様々な施策を推進してきた。これらを踏まえ、全国の学校においては、様々な取組が行われているものの、現在もなお、学校は放課後・週末に限らず、安全が脅かされている。

こうしたことから、各学校でより具体的な安全確保の取組を推進するため、学校や設置者が子どもの安全確保のための具体的な取組を行うに当たっての留意点や学校、家庭、地域社会、関係機関・団体の連携により子どもの安全を確保するための方策等についてまとめ、「学校安全緊急アピール」を平成16年1月に発表したところである。この中で、学校や設置者が子どもの安全確保のための具体的な取組を行うにあたっての留意点や地域の関係機関と連携して行う方策等について表1のようにまとめており、「安全・安心な子どもの居場所づくり」に取り組むこととしている。

先進的な取組を進めている地域では、地域の大人をはじめ、学校、警察等関係機関との連携・協力により、子どもの安全や活動を見守る、安全研修を受けたボランティアスタッフを配置するなど、様々な取組を行っているところである。「子どもの居場所づくり」を進めるに当たり、こうした先行事例を参考にしつつ、安全管理員の配置、研修会や訓練の実施、マニュアル作成など、地域の実情に応じた安全管理体制の整備を図るようお願いする。その際には、学校はもとより、

表1 学校安全に関する具体的な留意事項等

<p>[学校による具体的取組についての留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効ある学校マニュアルの策定 ・教職員の危機管理意識の向上 ・防犯関連設備の実効性ある運用 ・日常的な取組体制の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全に関する校内体制の整備 ・校門等の適切な管理 ・子どもの防犯教育の充実
<p>[設置者による具体的取組についての留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する学校の安全点検の日常化 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する研修の実施
<p>[地域社会に協力願いたいこと]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全の取組に御協力いただける方の組織化を ・不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築を ・「子ども110番の家」の取組への一層の御協力を ・安全・安心な「子どもの居場所づくり」を 	
<p>[地域の関係機関・団体に協力願いたいこと]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との一層の連携を 	

警察や消防などの関係機関との連携・協力、地域住民の理解と協力が重要である。

また、『「地域子ども教室推進事業」安全管理マニュアル作成協力者会議』を設置し、「安全管理マニュアル」を作成した。子どもたちが安全にかつ安心して活動できる居場所をつくるためには、地域の実状や各施設の状況に応じた安全管理体制の充実に資するよう、「安全管理マニュアル」を教育委員会等を通じて実施団体に配布し、必要に応じて、地域の実状に応じた「安全管理マニュアル」への修正を促しているところである。

(4) 広報活動（キャンペーン）の実施

「子どもの居場所づくり」について幅広く理解していただけるよう、平成15年9月、生涯学習政策局内に設置した「子どもの居場所づくり推進室」を中心に、国民へ幅広く呼びかけているところである。

現在、各界の著名人に「子どもの居場所づくり応援団」という形で協力を仰いだり、親しみやすいシンボルマークを作成するなど、キャンペーンを通じた積極的な広報活動を展開しているところである。

また、国民、行政関係者、地域子ども教室推進事業に従事している方などを対象としたホームページを開設し、事業の内容、安全マニュアルなどの資料の掲示や事業の実施事例、問い合わせ先など掲載しているところである。

ホームページアドレス <http://www.ibasyo.com>

皆様の協力なくして「子どもの居場所づくり新プラン」を円滑に実施することはできないと考えている。

皆様においては、本プランの趣旨を理解していただくとともに、地域の教育力、家庭の教育力を向上させるべく、今後も教育行政にご尽力いただけるようお願いしたい。